

『2010年版 司法試験 完全整理択一六法 民事訴訟法』  
お詫びと訂正

以下の箇所にも誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2012年10月9日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
415	第2目 強制競売 《概説》内 2	...買受申出は、定められた入札期間ないに入札所を入れた封筒を... ...	...買受申出は、定められた入札期間ないに入札書を入れた封筒を...	2010.7.28
189	表内「中間確認の訴え」「意義」及び「要件」部分	(「意義」部分) 法律関係 (「要件」部分) 先決関係	(「意義」部分) 法律 <b>関</b> 係 (「要件」部分) 先決 <b>関</b> 係	2010.7.1
146	表<各種の訴えにおける認容判決と棄却判決>の形成の訴えの列、判決形式の行	変動する要件	変動する <b>要</b> 件	2010.5.1
146	表<各種の訴えにおける認容判決と棄却判決>の形成の訴えの列、判決の効力の行	既判力+執行力	既判力+ <b>形</b> 成力	2010.5.1
248	下から1行目	(1)(2)の場合以外	<b>(a)(b)</b> の場合以外	2010.5.1

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
345	【通常訴訟 手続と簡易 裁判所の手 続】の最初の 行	通常控訴手続	通常訴訟手続	2010.5.1
348	282条の趣旨 1行目	訴訟費用につい ての裁判して	訴訟費用につい ての裁判に <b>対</b> して	2010.5.1
79	上から5行目	訴訟上対	訴訟 <b>状態</b>	2010.5.1
132	上から5行目	のみ証すること をうるものと解 すべきであると して、調書にか かる記載のある 本件においては 弁論の更新があ ったと認めた。	のみ証すること をうるものと解 <b>す</b> <b>べきである。</b>	2010.5.1
153	表＜単純併 合、選択的併 合、予備的併 合の異同＞4 段目	予備的併台	予備的併 <b>合</b>	2010.5.1
163	23行目	法律上の利害関 系	法律上の利害関 <b>係</b>	2010.5.1
51	表〈証拠共通 の原則～対 立当事者間 の場合と通 常共同訴訟 人間の場合〉 「証拠共通 の原則の肯 否」の段「否 定説」の列	否定説（三か月）	否定説（三 <b>ヶ</b> 月）	2009.10.29

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
92	5 行目第 72条の下、 《注釈》の 上		「第73条 I 訴訟が裁判 及び和解によらないで 完結したときは、申立て により、第一審裁判所は 決定で訴訟費用の負担 を命じ、その裁判所の裁 判所書記官はその決定 が執行力を生じた後に その負担の額を定めな ければならない。補助参 加の申出の取下げ又は 補助参加についての異 議の取下げがあった場 合も、同様とする。 II 第61条から第66条 まで及び第71条第7項 の規定は前項の申立て についての決定につい て、同条第2項及び第3 項の規定は前項の申立 てに関する裁判所書記 官の処分について、同条 第4項から第7項まで の規定はその処分に対 する異議の申立てにつ いて準用する。」 を挿入	2009.11.5
184	1行目	「訴えの変更」が 訴えの変更はあ たるが	「訴えの変更」が訴えの 変更にはあたるが	2009.11.12
66	下から 15 行目	認めながら、多 面、補助	認めながら、他面、補助	2009.10.31

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
174	表〈訴訟担当と訴訟上の代理人〉の最上段左	第三者の控訴担当	第三者の訴訟担当	2009.11.11
222	2行目	第165条(照明すべき事実の確認等)	第165条(証明すべき事実の確認等)	2009.9.24
327	最終行	被告が訴え却下を求めている場合には、	被告が訴え却下を求めている場合には、被告は本案を争う姿勢を示していたとはいえないので、被告の同意は不要となる〔問〕。	2009.9.24
7	「管轄の種類」図中	物事管轄	事物管轄	2010.1.10